五　漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条1に規定する海域	遠洋かつお・まぐろ漁業を営む者であつて漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条1に定められたオーストラリア政府の許可を受けた者
六　マーシャル諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とマーシャル諸島政府との間の協定第一条に規定する海域	マーシャル諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とマーシャル諸島政府との間の協定第四条に定められたマーシャル政府の発給した許可証を有する者
七　海洋漁業に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の協定前文に規定する海域	日本国の漁船がモロッコ王国に接続する二百海里水域において漁獲に従事することを可能とするためモロッコ政府の発給した許可証を有する者
八　漁業に関する日本国政府とトゥヴァル政府との間の協定前文に規定する海域	漁業に関する日本国政府とトゥヴァル政府との間の協定第四条に定められたツバル政府の発給した許可証を有する者
九　日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第三条に定められたロシア政府の権限のある機関が発給した許可証を有する者
十　漁業に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の協定前文に規定するセネガル共和国に接続する二百海里水域	日本国の漁船がセネガル共和国に接続する二百海里水域において漁獲に従事することを可能とするためセネガル政府の発給した許可証を有する者
十一　漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下この項において「協定」という。）第一条の協定水域のうち、大韓民国の排他的経済水域の最南端の緯度線以北、次に掲げる線から成る線以西の水域（協定附属書Ⅱの3の⑴の点から⑶の点までを順次に直線で結ぶ線より北西側の我が国排他的経済水域を除く。） イ　協定第七条1に規定する線	協定第四条1に定められた大韓民国の権限のある当局が発給した許可証を有する者